

エコマーク不正使用に対する制度・運用の強化策について

エコマーク環境偽装再発防止検討委員会

1. エコマーク不正使用の再発防止に向けた基本的考え方	1
2. エコマーク不正使用の再発防止措置について	2
2.1 第三者機関の証明書に基づく審査を可能とする認定基準の採用（原則の確認）	2
2.2 エコマーク商品の認定審査等の強化について	4
(1) 認定審査における証明書類と照会確認の強化	
(2) 商品サンプルの提出や現地確認の実施	
2.3 エコマーク認定後の対応の強化について	6
(1) 仕様変更に起因した認定基準不適合の発生の抑止（定期的な調査確認）	
(2) 任意抽出による現地確認や商品現物の確認調査の実施	
2.4 不正なマーク使用者へのペナルティー措置の周知徹底および情報公開	8
2.5 ステークホルダーと連携した不正使用再発防止の取組	10
(1) 再発防止に係るステークホルダーとのコミュニケーションの強化	
(2) 苦情・相談等窓口の設置	
(3) 不正使用再発防止に向けた商品情報提供の強化	
付表 各実施事項のエコマーク事務局の主担当部課ならび開始予定時期	13

注：エコマーク環境偽装再発防止検討委員会（以下検討委員会）は、平成20年3月開催の第20回エコマーク運営委員会（以下運営委員会）において設置された。本報告は、検討委員会での3回の議論を整理し、検討委員会から平成20年9月開催の運営委員会に報告したものである。運営委員会での議論を本報告に反映させて、最終的な強化策とする予定である。

エコマーク環境偽装再発防止検討委員会

○委員構成表

(敬称略・50音順)

岡山 隆之	東京農工大学大学院 共生科学技術研究院 環境資源共生科学部門	教授
奥 真美	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース	教授
(委員長) 乙間 末廣	北九州市立大学 国際環境工学部	教授
辰巳 菊子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	理事
二瓶 啓	日本製紙連合会	常務理事
平尾 雅彦	東京大学大学院 工学系研究科化学システム工学専攻	教授
山田 直子	神奈川県 環境農政部 環境計画課	課長

○審議日程

- 第1回委員会 平成20年5月19日 (於 財団法人日本環境協会麻布台オフィス)
- 第2回委員会 平成20年6月25日 (於 財団法人日本環境協会麻布台オフィス)
- 第3回委員会 平成20年9月10日 (於 財団法人日本環境協会麻布台オフィス)

平成 20 年 9 月 日

エコマーク不正使用に対する制度・運用の強化策について

エコマーク環境偽装再発防止検討委員会

本年 1 月に発覚した古紙偽装に端を発し、様々の環境偽装が発覚した。エコマーク認定商品においても、意図的なエコマークの不正な使用や、エコマーク認定基準不適合が発覚した原材料の使用に起因したエコマークの不正な使用の事例が明らかになった(*)。

このような事態に対応するために、エコマーク事務局は総点検調査と是正指導を行ってきたが、今回のような環境偽装問題の再発を防止し、エコマーク制度の信頼性を確保・向上するために、エコマークの制度・運用の強化策の実施が必要とされる。

このため、①エコマークの既存の委員会（運営委員会、類型・基準制定委員会、審査委員会）での議論、②エコマーク運営委員会の下に特別に設置した、学識経験者からなる再発防止検討委員会での議論、さらに③エコマークホームページを通じて実施した再発防止策に係るアンケート結果等を踏まえて、再発防止を目的としたエコマーク制度・運営の強化策として、次のような措置を講じることとする。

(*) 財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

「環境偽装問題に係る総点検結果の報告」（平成 20 年 5 月 20 日）

1. エコマーク不正使用の再発防止に向けた基本的考え方

再発防止策の検討の基本的な考え方は、下記のとおりである。

- 1) 予防効果のある措置によって、意図的および非意図的な認定基準不適合の発生の抑止を図る。その際、国際的な製品認証のガイドラインを踏まえる。
- 2) 認定申込者・認定取得者等のエコマーク不正使用には厳格に対応する。
- 3) ステークホルダーと連携を深め、社会全体で不正防止できる効率的なシステムとしていく。

(趣旨) エコマーク制度は、グリーンマーケットづくりに向け、より多くの企業の参加と消費者の理解を促すため、エコマーク認定取得に係る企業の申込作業・コスト負担を可能な限り軽減する努力とともに、消費者への情報提供を推進してきた。本強化策においても、この

ような従来からの考え方を踏襲することとする。

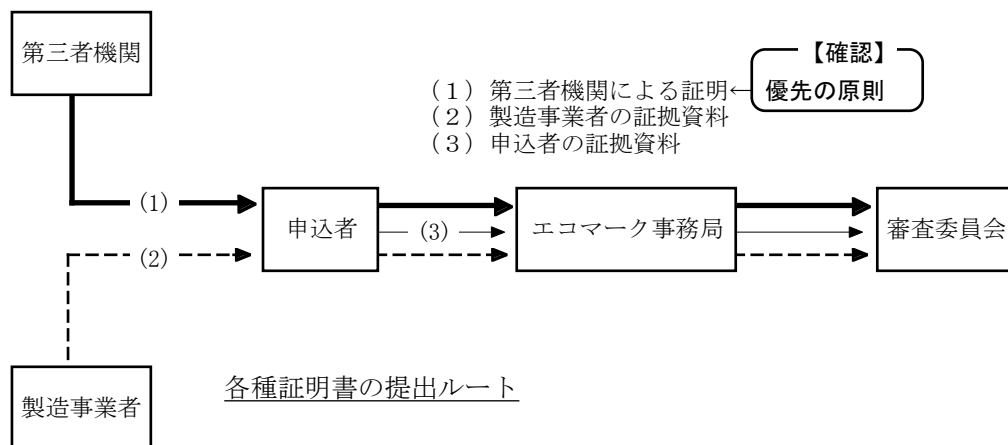
- ・エコマーク事業における「認定基準の策定」「申込—審査—認定—契約（契約中の認定基準の適合の継続）」の一連の過程に即して、それぞれの段階で予防措置を検討する必要がある。認定審査や事後のサーベイランスにおいてこれまで充分徹底が図れていなかった部分を洗い出し、その確認強化を図る。
- ・予防措置にもかかわらずエコマーク不正使用が発生した場合は速やかに適切な措置を講じる。特に意図的で悪質なものに対しては厳格に対応する。厳格な対応とその周知によって、不正使用の再発の抑止力とする。
- ・グリーンマーケットづくりに向けて社会の各界各層のステークホルダーと連携を深めていく中で、不正使用の再発防止においてもステークホルダーの存在を活用していくことによって、社会コストを極力抑制できる効率的なシステムとしていく。

2. エコマーク不正使用の再発防止措置について

2.1 第三者機関の証明書に基づく審査を可能とする認定基準の採用（原則の確認）

エコマークの認定審査は、申込者から提出された各種証明書(*)の書類を中心に審査し、認定基準への適合を確認している。

- ・認定基準策定にあたっては、原則として第三者機関による証明（第三者証明）が可能な項目を採用する。



(*)証明書の種類には以下のものがある。 1) 第三者機関による証明、2) 製造事業者の証拠資料（回収システムを有すること、商品廃棄時に材料ごとに分離可能であること、など）、3) 申込者の証拠資料。ここで第三者機関による証明とは、公的試験機関または試験能力を有すると認められる機関（自社および関連会社の機関を除く）の発行する証明書を指す。

(エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドラインおよび規程 II. 認定基準の策定)

→ 従来から、第三者証明が可能な認定基準を採用するべく、認定基準策定を進めているが、再度ここでその強化を確認する。

なお、JIS 等で規定された確立された分析方法がないために、第三者証明が得られない場合があるのが現状であり、今後最新の技術動向に留意していく。特に、認定基準の見直し時には、「原則として第三者証明が可能な認定基準を採用する」という観点から、従来第三者証明以外のものによっていた証明方法の見直しを行う。

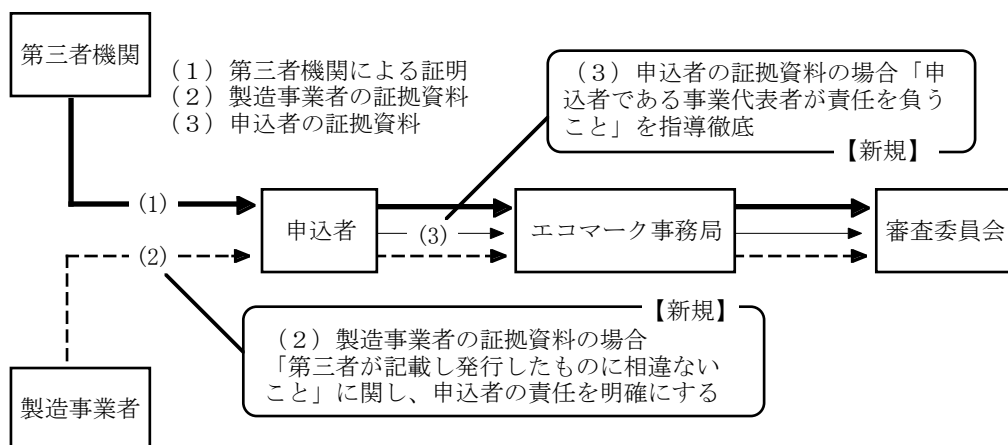
→ 化学物質の項目については、全ての商品類型の認定基準にネガティブチェックとして盛り込まれている。これらは今回の偽装にも直接関わらない項目であり、このような基準項目を第三者証明へ切り替えることは申込者へ過大な負担（試験に要する期間とコスト等）を強いることとなるので、申込者の責任による自己宣言によるものとする。

- ・ 申込者の申告（自己宣言）によらざるを得ない基準（自己証明等）については、自己証明を行った申込会社の責任を明確にする。

具体的には、「使用申込書」にその旨を明記し、申込のてびき・契約のてびき・HP 等を通じ、申込段階から「申込者である事業代表者が責任を負うこと」を指導徹底する。

→ 「使用申込書」にその旨を明記し、10月より運用開始。（なお、認定申込者の混乱を防ぐため、新旧の「使用申込書」の使用について移行期間を配慮する。）

→ ただし、申込者による証明書でなく、かつ第三者機関による証明書でもない、第三者による申告（自己宣言）による証明書については、「第三者が記載し発行したものに相違ないこと」を申込者に誓約させることで、当該証明書が第三者と謀って虚偽記載や内容の改ざん等されたものでないことについて、申込者の責任を明確にする。

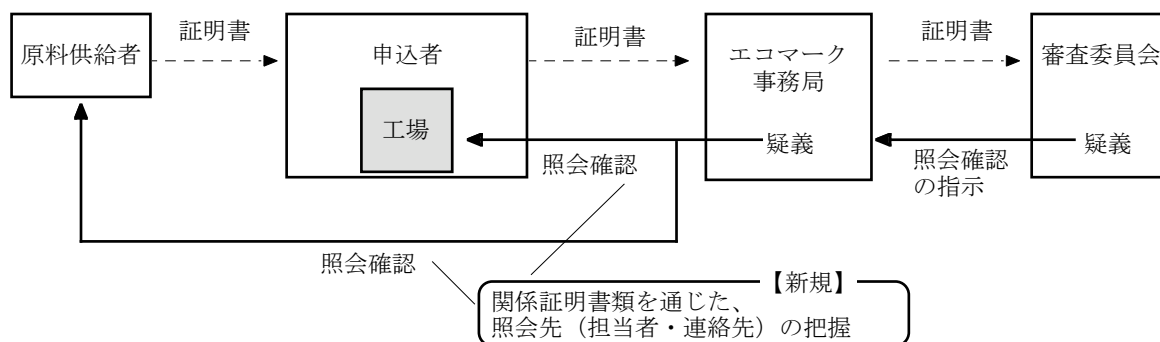


2.2 エコマーク商品の認定審査等の強化について

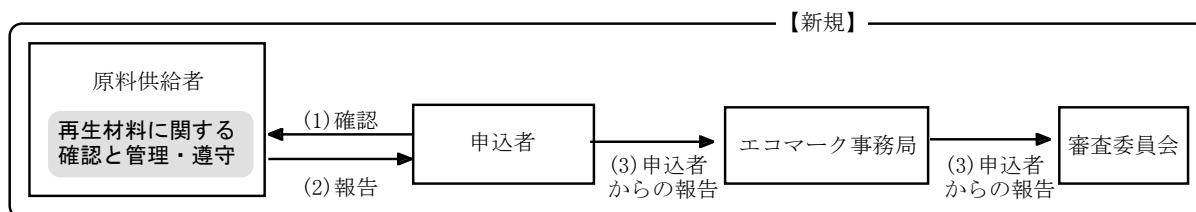
(1) 認定審査における証明書類と照会確認の強化

認定審査をより強化するため、審査時に申込内容に疑義がある場合には、関係事業者に速やかに照会確認や現地確認が行えるよう、申込者に提出を求める証明書の記載内容について充実強化を図る。

- ・ 認定審査時に、再生材料に関する原料供給者や工場の担当者等に照会確認できる仕組みを導入する。（関係証明書等について担当者名・連絡先の明記等、所要の見直しを行う）



- ・ 原料（資材）調達から最終製造（組立）工場までの一連の製造工程における各関連事業者の証明等において、特に申込者である事業者には、関係事業者に対して再生材料に関する確認と管理・遵守の実施についての報告を求める。



→ 今回偽装のあった用紙関連、印刷インキ、プラスチック関連については、先行して基準の改定と証明書の見直しを実施。

- （用紙）新たに、古紙パルプ配合率の商品への数値表示と、日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度」のチェックリストに準じた内部監査の結果等の提出を求める。また、「紙質証明書」に担当者の連絡先を追加し、当面全件について、事務局より工場の担当者に対し照会確認を行う。過去に偽装が発覚した製紙工場については、偽装是正と不正予防措置の状況を確認し、必要に応じて現地確認を行う。
- （印刷インキ）認定基準適合からの乖離の原因が管理体制の不徹底にあったことを踏まえ、インキ中の石油系溶剂量やVOC量等の最大値を記載した「印刷インキ配合証明書」を新設。商品への各配合量の管理・確認方法とともに、添付資料として

実際の処方書、作業指図書等の提出を求める。内容に疑義があれば、事務局より工場の担当者に照会確認を行い、必要に応じて現地確認を行う。

- (プラスチック) 申込者が発行する「製品全体の材料使用割合」に係る証明書において、直近の川上事業者(=成型加工)に対する申込者からの再生材料配合割合の指示方法と、成型事業者における配合割合の管理方法の報告を求めるよう改めた。また、樹脂製造～成型加工の工程の事業者が発行する「原料供給証明書」に、担当者の連絡先を追加し、内容に疑義があれば、事務局より各工程の工場担当者に照会確認を行い、必要に応じて現地確認を行う。

→その他の再生材料の使用を要件とする商品類型についても今後、WG・業界と協議しながら、プラスチックに準じた証明書の見直しを実施する。

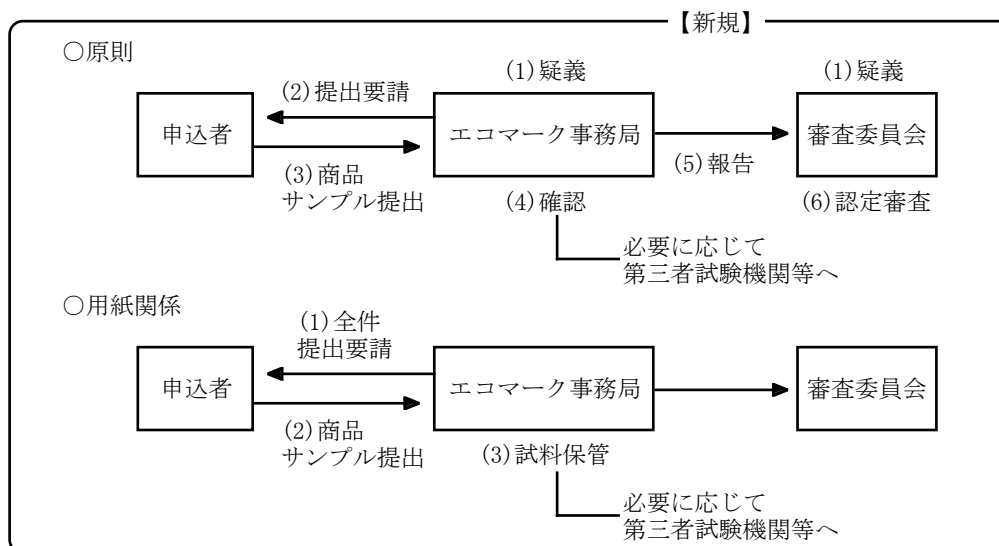
(2) 商品サンプルの提出や現地確認の実施

認定審査を強化する前項(1)の措置を補完するため、必要に応じて、商品サンプルの提出や追加情報の提出、現地確認を行う。

(商品サンプルの提出要請)

- ・認定審査時に、必要に応じて商品サンプルの提出を求め、申込内容との一致を確認する。これは、専門家による分析が必要となる場合に対応するとともに、「書類審査だけでなく、現物を証拠としてエコマーク事務局に提出している」という意識を惹起することにより、抑止効果を期待するものである。

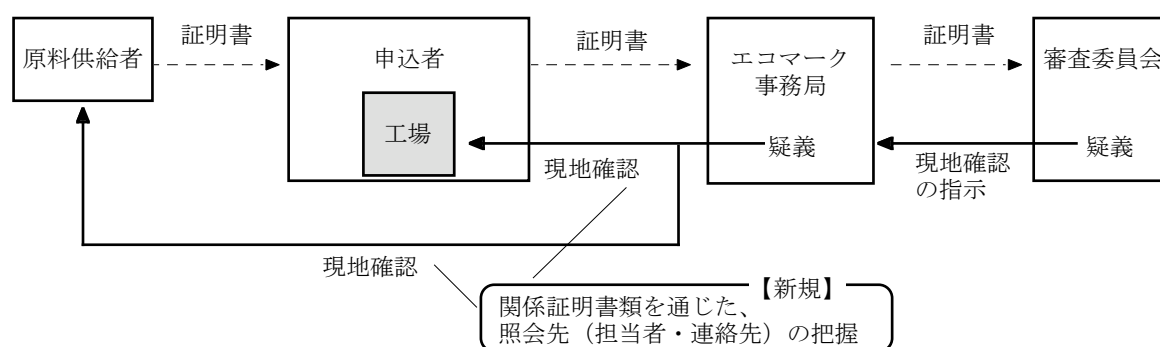
→ サンプル提出は、原則として申込内容に疑義が生じた場合に要請する。ただし当面の間、用紙関連については全件にサンプル提出を求める。



(申込内容に疑義が生じた案件に対する現地確認の実施)

- ・ 認定審査時に、申込内容に疑義が生じた案件に対して現地確認を実施する。認定取得を目指す企業に対して、認定審査時に必要に応じて現地確認を行う旨の周知徹底を図り、信頼確保とエコマーク不正使用の抑止を図る。

→ 再生材料の使用を基準の主要な要件とする商品類型について実施することが想定される。ただし、事務局の事務能力を考慮すると、現地確認は2～3件/月(=申込件数の5%程度)が限界であり、極力、厳正な申込書類の作成要請とその審査に努める。



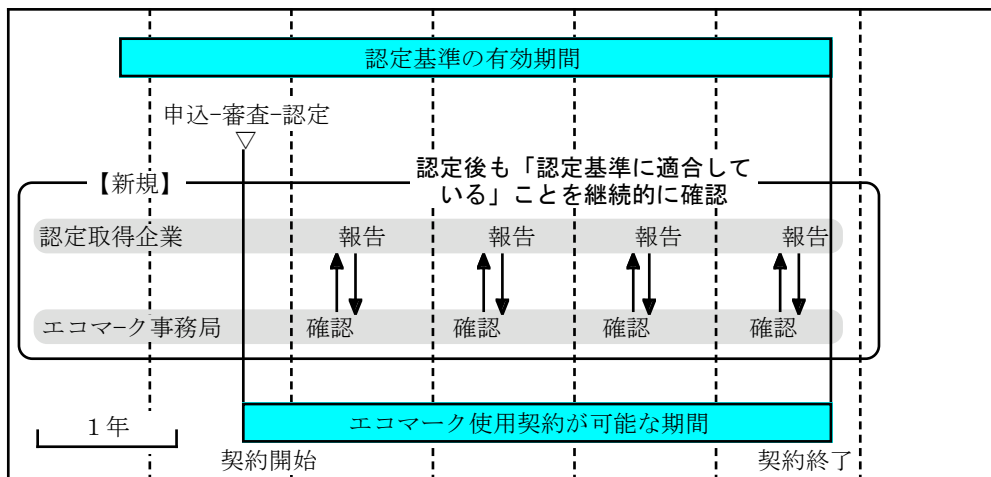
2.3 エコマーク認定後の対応の強化について

エコマーク認定後の基準適合に係るサーベイランスを強化するため、定期的な調査確認、任意抽出による現地確認調査や認定商品を市場で購入しての商品現物の確認調査などを実施する。

(1) 仕様変更起因した認定基準不適合の発生の抑止 (定期的な調査確認)

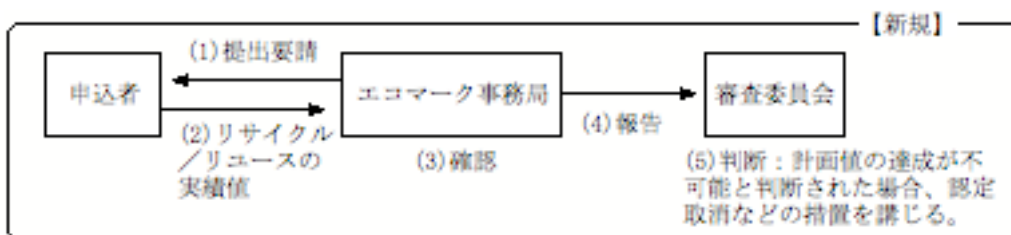
- ・ 商品の製造方法や製造場所、使用原料等の認定後の変更が原因となって認定基準不適合が生じることがないように、「仕様変更の手続」の制度を事業者に対して周知徹底するとともに、エコマーク事務局における仕様変更に係る審査を厳正に行う。
- ・ 仕様変更の手続きに漏れがないように、事業者に対し定期的な確認を行う。すなわち、全認定商品について、当面年1回、仕様変更等の有無に関する調査確認を行うことにより、事業者の注意を喚起する。また、認定基準において一定水準の回収・リサイクル/リユースを求めている商品については、実績等を調査確認し、申込内容と相違するケース等においては契約を更新しないなどの措置を講ずる。

→ 全認定商品について、年に一度、エコマーク事務局への売上高報告の際、「仕様変更等の有無に関する調査確認書」を同封して回答を求め、「変更あり」と回答を受けた商品について、速やかに仕様変更手続きを行うよう指導を徹底する。



→ 使用済商品の回収・リサイクル率や商品のリユース率に主眼をおいて認定をおこなっている商品※のうち、認定審査時には、新商品のため実績がなく類似商品等を参考に「計画値」で率を報告し認定されているものについては、定期的に、一定期間経過後の実績の報告を求める（原則として、「実績報告を求めることがある」ことを認定基準に明記しているものを対象とする）。実績が計画値と著しく乖離し、計画値の達成が不可能とエコマーク審査委員会が判断した場合には、認定取消などの措置を講じる。

※ No. 118 「プラスチック製品 Ver. 2」におけるハロゲン系化合物を使用した商品や、No. 136 「リユース製品 Ver. 1」など。

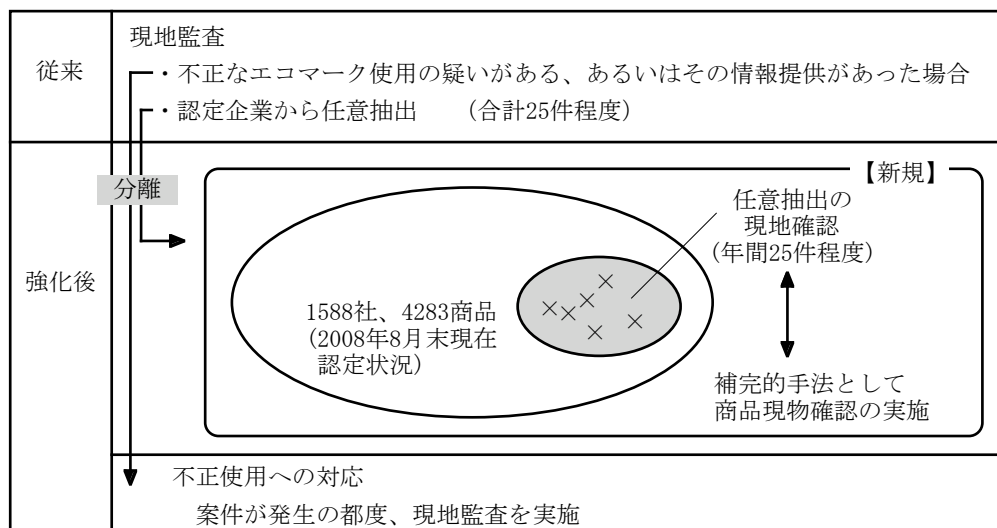


(2) 任意抽出による現地確認や商品現物の確認調査の実施

- ・ 認定後のエコマーク商品を任意抽出し、製造・販売状況などについて、エコマーク事務局による現地確認調査または商品現物での確認を実施し、意図的あるいは仕様変更等により基準不適合が生じていないことを確認する。これにより、エコマーク商品の認定審査の強化策、および認定後の対応の強化策を補完するとともに、意図的不正を抑止する。
- これまでは無断使用・誤使用・不適正使用の疑いがある（またはその情報を得た）商品に対する現地監査と任意抽出による現地確認調査をあわせて、年間 25 件程度実施

してきたが、今後は、不正使用に係る現地監査とは別に、任意抽出による現地確認調査あるいは商品現物確認を年間 25 件程度行う。また過失による違反が発見された場合には、速やかに是正指導を行うとともに、違反事例を分類整理し、ケーススタディ・Q&Aとして事業者へ通知・公表することにより、認定企業全体に対する違反発生の防止を図る。

→ 商品現物確認においては、エコマーク認定商品を市場で独自に購入し、マーク表示状況を含め認定審査時の適合状況との一致を確認する。問題がある場合には、現地監査等により必要な是正指導を行う。対象とする商品には、基準適合を第三者証明以外の方法で認定した商品を優先的に取り上げる。



2.4 不正なマーク使用者へのペナルティー措置の周知徹底および情報公開

・ 従来、エコマークの不正な使用に対する措置を「エコマーク使用契約書」に記述し、内規(「エコマーク不正使用対応マニュアル」)に基づいて個々の事案に対応してきたが(*)、その取組を強化し抑止力を発揮させる。

→ 不正なマーク使用者に対するペナルティー措置の基本方針(認定取消、精算金の徴収、社名の公表等)をエコマーク事業の規程として明確にするとともに、広く周知徹底する。

→ 不正なマーク使用を行った者に対しては基本方針に基づきペナルティー措置を厳格に実施する。また、ペナルティー措置の実施状況を公開する。

→ 不正なマーク使用を行った者からの再度あらためての申込に対して、エコマーク事務局は是正措置の実施結果ならびに不正使用予防措置の確認を行う。不十分な場合には、

当該者からの新規申込を認めない。

→ 申込者である事業代表者の責任を明らかにするべく、「エコマーク使用契約書」における記述に加えて、「エコマーク商品認定・使用申込書」に「エコマークの不適正使用や無断使用に該当しますと、認定の取り消し、精算金の徴収、企業名等の公表、および刑事告発を含む法的措置などの対象となる」場合がある旨を記載する。

(*) 不正使用への対応とペナルティー措置に関しては、「エコマーク使用契約書」の下記の箇所で記述している。

- 第 14 条 不当な表示等の制限、 第 15 条 報告・調査
- 第 16 条 報告徴収・現地監査等、 第 17 条 認定の取消等
- 第 20 条 誤使用の場合の是正及び公表
- 第 21 条 無断使用の場合の精算金支払い及び公表
- 第 22 条 不適正使用の場合の精算金支払い及び公表
- 第 24 条 本契約の解除、第 26 条 契約解除の場合の在庫処理

ここで、

- ・誤使用
エコマーク商品にエコマークを印刷・貼付等する際にエコマーク使用規定等に則っていない
- ・無断使用
使用許諾を得ることなく、エコマーク商品以外の商品にエコマークを使用
- ・不適正使用
エコマーク商品が変更等により認定基準を満足しなくなったにもかかわらず、エコマークを使用

「エコマーク不正使用対応マニュアル」の概要

[主旨]

エコマークの正規使用に誘導・指導するとともに、不正使用状態の速やかな是正を行い、法的な枠組みの下で適正な解決を目指す。

[対象]

エコマーク使用契約者および無断使用の第三者

[具体的な対応]

1. エコマーク事務局から申込者である事業代表者宛に、対応と報告を要請
 - 1) 不正使用の実態報告
問題となったエコマーク商品の特定、開始時期と期間、不正使用している対象物（製品など）、販売（配布）数量および在庫数、不適正使用にいたった原因
 - 2) 速やかな是正の実施
在庫商品の適正処理の方法、不適正事項の改善について
 - 3) 再発防止に向けた具体的な対応策
2. 1)～3)の対応状況をエコマーク事務局で確認
3. 不正使用の程度に応じた精算金等の措置をへて、解約

2.5 ステークホルダーと連携した不正使用再発防止の取組

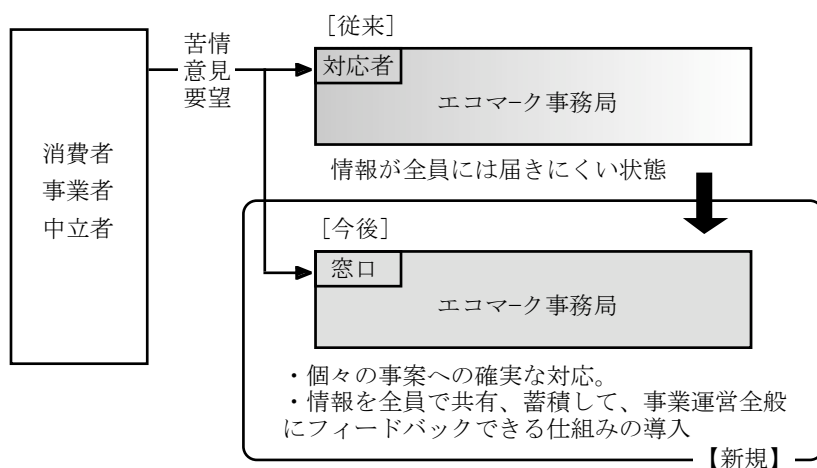
平成 19 年度から平成 23 年度の 5 カ年を対象とするエコマーク新中期計画では、ステークホルダー（消費者・事業者・中立者）への働きかけや連携を強化することになっている。また、グリーン購入は社会全体で取り組むものであり、社会の各界各層にエコマークを含むグリーン購入の知識が深まることが重要であり、環境偽装の抑止・防止についても、そのような多様なステークホルダーとの連携によって真に可能となる。

（1）再発防止に係るステークホルダーとのコミュニケーションの強化

- ・エコマークの信頼性の一層の向上をはかるため、認定企業をはじめ消費者、自治体などの各ステークホルダーに対して、エコマーク不正使用の再発防止策に係る情報発信と啓発活動を行う。
 - 認定企業に対して再発防止に係る措置を説明し、仕様変更手続きの徹底等エコマーク適正使用の意識を強化する。消費者・自治体に対してはグリーン購入活動の促進を目的として、第三者認証のマークとしての信頼性確保の取組等を周知・徹底する。併せて、商品の流通段階における要である小売業者や販売業者、次世代の消費者となる学生を対象にした意見交換や環境教育を実施する。
 - ▶ ホームページ、エコマークニュース、メールマガジン、パンフレットを用いて、エコマーク運用制度の見直し点や再発防止策を周知する。
 - ▶ 認定企業向けには説明会を実施し、仕様変更の手続きの励行等エコマークの正しい制度運用について再認識してもらおう。あわせて意見交換を行い、エコマーク全般に対して広く意見を求め、事業活動全般の改善の参考とする。
 - ▶ 消費者向けには「消費者のグリーン購入を促進するためのエコマーク」を主テーマにセミナーを実施するとともに、エコマークの新しい制度・運用を分かりやすく説明する。あわせて意見交換を行い、エコマーク全般に対して広く意見を求め、エコマーク事業全般の改善の参考とする。
 - ▶ 小売業者や販売業者を対象として、「エコマークを活用したグリーン購入の促進」の観点から意見交換を行い、環境情報表示や商品に関する認定企業への要望を聞くとともに、エコマーク側からは消費者への購入拡大のための協力を依頼するなど、エコマーク事業全般の改善の参考とする。
 - ▶ 環境教育システムの一環として、現在大学生を対象に行っている環境教育プログラムを拡大させていき、次世代の消費者となる層にエコマークとグリーン購入について啓発活動を実施する。

(2) 苦情・相談等窓口の設置

- ・事業者・消費者からのエコマーク不正使用およびエコマーク商品の基準等に関する情報を受け付けるチャネルとして、苦情の受付の統一窓口を設置し、的確に対応する。
- 認定基準不適合に関する情報を含め、広くエコマーク認定商品に関する情報を対象とした窓口を設け、苦情があった場合、苦情のあった認定商品に関して、認定基準への不適合の有無を確認する。
- 認定基準への不適合が発見された場合は、原因を確定し、是正措置を講じる。
- 苦情情報とその是正措置の知見を積み重ねることで、基準不適合の生じない信頼性の高い制度・運営システムに改善する。



(3) 不正使用再発防止に向けた商品情報提供の強化

エコマークのホームページは、エコマーク認定を目指す申込者への情報提供を主な目的としてスタートし、その後、広く一般の方々に情報を発信するべく、情報の充実を図ってきた。今後さらにエコマーク制度や商品の情報提供を充実することにより、不正使用防止を図る。

- ・エコマーク事務局のホームページについて、訪問者（特に認定企業、消費者）別の視点から検索が容易になるよう全体の構成を見直す。特に、エコマークの不正使用が消費者等にも発見し易くするための環境形成を狙いとして、認定商品の判別や環境効果（認定商品の環境優位性）が容易に確認できること、またそのために他の有効な情報媒体の活用を検討する。
- ホームページにおいて、現物の商品がエコマーク認定商品であるかどうかを消費者が確認できるように、認定商品検索機能の存在と検索画面での調べ方の周知や商品情報などを理解・活用し易いものにする。

➤ エコマーク事務局の携帯サイトの新規構築を検討する。

付表 各実施事項のエコマーク事務局の主担当部課ならび開始予定時期

章番号	実施事項	主担当部課	開始時期
2.1	第三者機関の証明書に基づく審査を可能とする認定基準の採用（原則の確認）	基準・認証課	-
2.2	エコマーク商品の認定審査等の強化について		
2.2(1)	認定審査における証明書類と照会確認の強化	基準・認証課	平成20年8月*
2.2(2)	商品サンプルの提出や現地確認の実施	基準・認証課	平成20年8月*
2.3	エコマーク認定後の対応の強化について		
2.3(1)	仕様変更に起因した認定基準不適合の発生の抑止（定期的な調査確認）	基準・認証課	平成20年10月*
2.3(2)	任意抽出による現地確認や商品現物の確認調査の実施	基準・認証課（現地確認） 総務・契約監査課（現物の確認）	平成20年10月* 平成21年4月
2.4	不正なマーク使用者へのペナルティー措置の周知徹底および情報公開	総務・契約監査課	平成20年12月
2.5	ステークホルダーと連携した不正使用再発防止の取組		
2.5(1)	再発防止に係るステークホルダーとのコミュニケーションの強化	普及・国際協力	平成20年12月
2.5(2)	苦情・相談等窓口の設置	総務・契約監査課	平成20年10月
2.5(3)	不正使用再発防止に向けた商品情報提供の強化	普及・国際協力課	平成21年度

* 認定申込書類一式をそろえるためには日時を要するため、移行期間を設ける。

あわせて、世界のタイプ I 環境ラベル運営実施団体のネットワークである GEN メンバーによるピアレビュー（GENICES）を受審し、日本のエコマークの制度・運営システムを国際的に評価することを検討する。

GENICES (Global Ecolabelling Network International Coordinated Ecolabelling System) : レビューを希望するタイプ I 環境ラベルの認証機関からの申込に基づき、GEN 理事会が指名する審査員数名が、ドキュメントによる審査と、審査地を訪問しての現地審査とによるピアレビューを実施し、レビュー完了時に GEN 会長が証明書を発行する仕組み。